

## リスク分担表

項目	No.	概要	町	指定管理者	
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、町が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	制度関連	4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	△
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可	6	許認可の遅延に関するもの（鞍手町が取得するもの）	○	
		7	許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	住民対応	8	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	○	
		9	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	10	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		11	上記以外の鞍手町が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	12	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者を含む）に損害を与えた場合		○
		13	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	14	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		15	鞍手町の方針変更、その他手続の遅延などによるもの	○	
		16	議会の不承認によるもの		○
不可抗力	17	風水害・地震・津波等などの自然災害、テロ・暴動など当事者が制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	○		
維持管理運営費	施設損傷	18	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（予め取り決めた規模以下のもの）		○
		19	施設の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○	
		20	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		21	鞍手町の責めによる事故・火災等による損傷	○	
		22	施設の瑕疵によるもの	○	
		23	指定管理者が善意の管理者としての注意義務を怠っていた場合		○
	要求水準仕様未達	24	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		25	鞍手町の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	維持管理	26	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		27	鞍手町の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	備品等の損傷	28	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		29	鞍手町の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		30	経年劣化によるもの（指定管理者が設置したもの）		○
情報管理	31	経年劣化によるもの（鞍手町が設置したもの）	○		
	32	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出等		○	
施設の停止、中止	33	鞍手町の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出等	○		
	34	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○	
事業運営	35	鞍手町の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合（施設の瑕疵によるものを含む）	○		
	36	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○	
利用者対応	37	鞍手町の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○		
	38	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対応		○	
	39	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対応	○		

○は主負担、△は従負担（原則は○側の負担とし、一定の割合又は金額を負担）

※鞍手町と指定管理者の協議事項